

平成から令和へ 源泉所得税の納付書の記載方法

平成に続く元号が天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）に基づく皇位の継承に伴い、5月1日から元号が「令和」と改められます。

今回の改元「令和」に伴い、国税庁より以下の情報が公表されました。

〔改元に伴う源泉所得税の納付書の記載の仕方〕

源泉所得税の納付の際には、改元後においても、「平成」が印字された「源泉所得税の所得税徴収高計算書（納付書）」（以下「納付書」といいます。）を引き続き使用することができます（注）。

（注）対象となる納付書は、以下のとおりです。

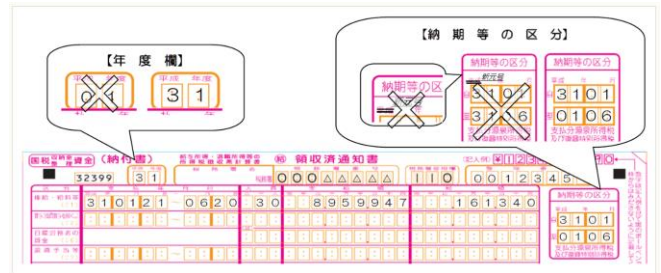
- ・利子等の所得税徴収高計算書
- ・配当等の所得税徴収高計算書
- ・給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般用）
- ・給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納期特例分）
- ・非居住者・外国人の所得についての所得税徴収高計算書
- ・報酬・料金等の所得税徴収高計算書
- ・定期積金の給与補てん金等の所得税徴収高計算書
- ・上場株式等の源泉徴収選択口座調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等・未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の所得税徴収高計算書
- ・償還差益の所得税徴収高計算書
- ・割引債の償還金に係る差益金額の所得税徴収高計算書

※ 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）以外の納付書についても、設例を参考に記載してください。

なお、設例は、原則的な記載方法を示したものであり、「年度欄」、「支払年月日欄」及び「納期等の区分欄」に記載いただく「年」については、新元号表記「01」を平成表記「31」と記載してご提出いただいても、有効なものとして取り扱うこととしています。また、新元号が印字された納付書は、税務署で10月以降に配送予定です。

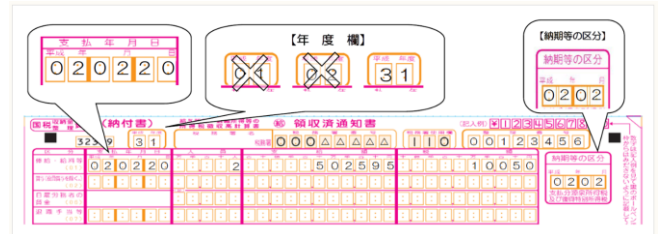
〔設例〕

納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の方で平成31年（2019年）1月から令和元年（2019年）6月までに支払った俸給・給与等について令和元年（2019年）7月10日に納付する場合



〔設例〕

令和2年（2020年）2月20日に支払った俸給・給与等について令和2年（2020年）3月10日に納付する場合



〔改元に伴う申告、納付期限等〕

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の施行に伴い、本年は、4月27日（土）から5月6日（月）までの期間が休祝日となります。

4月27日（土）から5月6日（月）までの期間に到来する申告・納付等期限については、10連休明けの5月7日（火）となります（法令により、日曜日、国民の祝日、その他一般の休日等の日の翌日が期限となります（※））。

また、源泉所得税については、原則として、給与等を支払った月の翌月10日が納付期限ですので、4月中に支払った給与等に係る源泉所得税の納付期限は、原則として、10連休明けの5月10日（金）となります。

（文責：小田原支店 清田和男）